

# No.6

令和4年9月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

# 目 次

- 認定第 1 号 令和 3 年度戸田市一般会計歳入歳出決算認定について.....別冊 No. 1-1
- 認定第 2 号 令和 3 年度戸田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定について.....別冊 No. 1-2
- 認定第 3 号 令和 3 年度戸田市市民医療センター特別会計歳入歳出  
決算認定について.....別冊 No. 1-2
- 認定第 4 号 令和 3 年度戸田市交通災害共済事業特別会計歳入歳出  
決算認定について.....別冊 No. 1-2
- 認定第 5 号 令和 3 年度戸田市海外留学奨学事業特別会計歳入歳出  
決算認定について.....別冊 No. 1-2
- 認定第 6 号 令和 3 年度戸田市火災共済事業特別会計歳入歳出決算  
認定について.....別冊 No. 1-2
- 認定第 7 号 令和 3 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計  
歳入歳出決算認定について.....別冊 No. 1-2
- 認定第 8 号 令和 3 年度戸田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて.....別冊 No. 1-2
- 認定第 9 号 令和 3 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計  
歳入歳出決算認定について.....別冊 No. 1-2
- 認定第 10 号 令和 3 年度戸田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について.....別冊 No. 1-2
- 認定第 11 号 令和 3 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計歳入歳出  
決算認定について.....別冊 No. 1-2
- 認定第 12 号 令和 3 年度戸田市水道事業会計決算認定について..... 別冊 No. 2
- 認定第 13 号 令和 3 年度戸田市下水道事業会計決算認定について..... 別冊 No. 2

報告第 1 8 号	令和 3 年度決算における健全化判断比率の報告について.....	1 頁
報告第 1 9 号	令和 3 年度戸田市水道事業会計決算における資金不足 比率の報告について.....	2 頁
報告第 2 0 号	令和 3 年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足 比率の報告について.....	3 頁
報告第 2 1 号	令和 3 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 継続費精算報告書の報告について.....	4 頁
報告第 2 2 号	令和 3 年度戸田市下水道事業会計継続費精算報告書の 報告について.....	5 頁
議案第 5 5 号	戸田市未来の学び応援基金条例.....	6 頁
議案第 5 6 号	戸田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等 の条例.....	8 頁
議案第 5 7 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例.....	3 0 頁
議案第 5 8 号	戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部 を改正する条例.....	3 4 頁
議案第 5 9 号	戸田市建築基準法等関係事務手数料条例等の一部を改正 する条例.....	3 5 頁
議案第 6 0 号	戸田市立学校給食センター条例の一部を改正する条例.....	4 0 頁
議案第 6 1 号	令和 3 年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について.....	4 1 頁
議案第 6 2 号	令和 3 年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について.....	4 2 頁
議案第 6 3 号	令和 4 年度戸田市一般会計補正予算（第 5 号）.....	別冊 No. 8
議案第 6 4 号	令和 4 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2	

号) ..... 別冊 No. 8

議案第 6 5 号 令和 4 年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算  
(第 2 号) ..... 別冊 No. 8

議案第 6 6 号 令和 4 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計  
補正予算(第 1 号) ..... 別冊 No. 8

議案第 6 7 号 令和 4 年度戸田市介護保険特別会計補正予算(第 1 号) ..... 別冊 No. 8

議案第 6 8 号 令和 4 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計  
補正予算(第 1 号) ..... 別冊 No. 8

議案第 6 9 号 令和 4 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算  
(第 2 号) ..... 別冊 No. 8

議案第 7 0 号 令和 4 年度戸田市水道事業会計補正予算(第 2 号) ..... 別冊 No. 9

報告第 18 号

令和 3 年度決算における健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算における健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
( 11.83 )	( 16.83 )	8.1 ( 25.0 )	26.2 ( 350.0 )

備考 括弧書は早期健全化基準を示す。

令和 4 年 8 月 26 日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第19号

令和3年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

（単位：％）

資金不足比率
（ 20.0 ）

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

令和4年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第20号

令和3年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

（単位：％）

資金不足比率
（ 20.0 ）

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

令和4年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第21号

令和3年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計継続精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計継続精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全体計画						実績						比較					
				左の財源内訳			年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳					
				特定財源		一般財源		特定財源		一般財源		特定財源		一般財源							
				国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他						
			R2	60,750,000	0	54,100,000	567,000	6,083,000	24,300,000	0	21,300,000	567,000	2,433,000	36,450,000	0	32,800,000	0	3,650,000			
			R3	223,530,000	0	106,500,000	0	117,030,000	259,968,600	0	139,300,000	6,320,000	114,348,600	36,438,600	0	32,800,000	6,320,000	2,681,400			
			計	284,280,000	0	160,600,000	567,000	123,113,000	284,268,600	0	160,600,000	6,887,000	116,781,600	11,400	0	6,320,000	6,331,400				

令和4年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁



報告第22号

令和3年度戸田市下水道事業会計継続精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年度戸田市下水道事業会計継続精算報告書

（単位：円）

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				左 の 財 源 内 訳		支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳		年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳		年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳		
				年 割 額	企 業 債		国 庫 補 助 金	自 己 資 金		企 業 債	国 庫 補 助 金		自 己 資 金	企 業 債	国 庫 補 助 金
1 下水道 事業費 用	1 営業費 用	新豊地区雨水 計画見直し等 業務委託	R2	19,257,000	0	0	19,257,000	11,113,200	0	0	11,113,200	8,143,800	0	0	8,143,800
			R3	18,479,000	0	0	18,479,000	13,086,800	0	0	13,086,800	5,392,200	0	0	5,392,200
			計	37,736,000	0	0	37,736,000	24,200,000	0	0	24,200,000	13,536,000	0	0	13,536,000

令和4年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第55号

戸田市未来の学び応援基金条例

(設置)

第1条 戸田市立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)を日本の教育改革のモデルとするという趣旨に基づき、次条に規定する基本理念を踏まえつつ、学校主体による夢のある学校改革や教育委員会による産官学民連携の下での教育改革を通じ、未来の学びの実現に取り組むために要する経費の財源に充てるため、戸田市未来の学び応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基本理念)

第2条 基金は、次に掲げる事項を基本とした未来の学びの実現のために実施するものとする。

- (1) 正解を探し求める学習から、正解のない課題に取り組む学習や主体的に課題を設定する学習へ転換し、教科等横断的な学び等を実現すること。
- (2) 学校が全ての教育活動を行うのではなく、産官学民や地域の資源を取り入れながら、社会に開かれた教育課程を真に実現する、持続可能な教育及び学校を目指すこと。
- (3) 教師により計画された学習に子ども達に取り組むのみならず、想定外の学びや挑戦による失敗を通じたワクワク感や深い学びを実現すること。
- (4) 教師が主導する授業や全ての子ども達が一斉に同じ内容を学ぶ授業から、子どもが主導する学びや個別最適な学びに転換するとともに、子ども同士の、又は子どもと教師の対話によるフィードバックを行うことを通じて、子どもも教師も協働して学び続ける学校を真に実現すること。
- (5) 教師の経験、勘及び気合いのみによる指導から脱し、暗黙知の共有化及び形式知への転換並びに学習状況の可視化等を通じて、客観的な根拠を参照した政策及び実践を目指すこと。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、第1条に規定する基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を含めて当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方

法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第1条に規定する設置の目的に該当する場合に限り、処分することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第56号

戸田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例  
(戸田市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 戸田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第22号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条 第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条 第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)

第5章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて任命権者の承認を得たときに限るものとし、

当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「認めるときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)第7条の2第1項又は戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第19号)第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職(医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定め

るもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。  
（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規

定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第5章 雑則

(雑則)



第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条本文の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条ただし書の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条ただし書中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条ただし書の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該

職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第12項を次のように改める。

12 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額はその職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第16号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第10条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「(以下「運賃等相当額」という。)」を削り、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第17条の2第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の5第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の6(見出しを含む。)中「第8条」を「第4条第3項から第11

項まで、第 8 条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 8 項を加える。

- 2 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 4 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 4 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 3 項、第 4 項、第 7 項及び第 8 項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) 戸田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年条例 号）第 1 条の規定による改正前の戸田市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 22 号）第 3 条ただし書に規定する職員に相当する職員
  - (3) 戸田市職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間（同条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 6 条に規定する職を占める職員
  - (4) 戸田市職員の定年等に関する条例第 3 条ただし書に規定する職員
  - (5) 戸田市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 4 地方公務員法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 6 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 2 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た

額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第9条の2第2項及び第17条の2第5項（第17条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第9条の2第2項中「給料、」とあるのは「給料の月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額並びに」と、第17条の2第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの

規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額
	466,000	565,900

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
----------	--------	--------	--------	--------	--------

間勤務職員		255,400	262,600	272,800	289,100	326,200
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

別表第4備考中「市民医療センターに勤務する助産師」を「助産師」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年条例第22号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第7条第2号中「戸田市職員の定年等に関する条例第4条」を「定年条例第4条第1項又は第2項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第12条の表第4条第12項の項を削り、同表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第4項の項を削る。

第13条の表第20条の項中「地方公務員法」を「定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法)に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「占める」の次に「ものをいう。)である」を加える。

第19条の表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第17条の6の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の表第20条の項中「地方公務員法」を「定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法)に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「占める」の次に「ものをいう。)である」を加える。

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、

「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 2 2 条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第 2 項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 育児休業法第 1 7 条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第 2 項の規定の適用を受ける場合における第 1 7 条の規定の適用については、同条中「第 1 4 条まで」とあるのは、「第 1 4 条まで及び附則第 3 項」とする。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成 7 年条例第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条第 2 項、第 1 2 条第 1 項第 1 号並びに第 1 9 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 5 条 戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 1 3 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 0 条中「地方公務員法」を「定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法)」に、「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改め、「占める」の次に「ものをいう。)である」を加える。

(戸田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 6 条 戸田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 1 7 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

(戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 7 条 戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 1 9 年条例第

11号)の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される戸田市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される戸田市職員の処遇等に関する条例(平成22年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 戸田市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(公益的法人等への戸田市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への戸田市職員の派遣等に関する条例(令和元年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 戸田市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に



改め、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 当分の間、職員（定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項及び第2項により採用された者を除く。）の給料額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、管理者が定める額とする。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第11条 職員の再任用に関する条例（平成13年条例第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条中職員の給与に関する条例別表第4備考の改正規定は令和4年10月1日から、附則第9条の規定は公布の日から施行する。

（戸田市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の戸田市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の戸田市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同

じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(戸田市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体

評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。  
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。
- (令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。
- (令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
  - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(戸田市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員(以下この条から附則第15条までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第2項から第9項までの規定は、令和3年改正法附則

第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第11条 暫定再任用職員のうち暫定再任用職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

第12条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例が適用される者にあつては同条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第13条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例が適用される者にあつては同条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。

第15条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条の2第3項の規定を適用する。

第16条 新給与条例第17条の5第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）附則第

3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第17条 職員の給与に関する条例第4条第3項、第4項及び第7項から第11項まで、第8条、第9条並びに第9条の4並びに新給与条例第4条第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第18条 附則第11条から前条までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下この条において「新育児休業条例」という。）

第21条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第20条 暫定再任用短時間勤務職員は、第4条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第21条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下この条において「新特殊勤務手当条例」という。）第20条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新特殊勤務手当条例の規定を適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される戸田市職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第22条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する第8条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される戸田市職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（公益的法人等への戸田市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過



措置)

第23条 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の公益的法人等への戸田市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

第24条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第9条の規定による改正後の公益的法人等への戸田市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とする。

(戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 暫定再任用職員は、第10条の規定による改正後の戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下この条において「新水道給与条例」という。)第18条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新水道給与条例の規定を適用する。

令和4年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

## 議案第57号

### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「1歳6箇月」を「1歳6か月」に、「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

#### イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) 育児休業に係る子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)

(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第2号中「1歳2箇月」を「1歳2か月」に改め、同条第3号中「1歳6箇月」を「1歳6か月」に改め、「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの

号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「とき。」を「場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「(当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「、1歳6箇月」を「、1歳6か月」に、「ため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満

了後に任命権者を同じくする職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「非常勤職員が」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条第2号中「1歳6箇月」を「1歳6か月」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「1歳6箇月」を「1歳6か月」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第8条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第8条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

令和4年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 5 8 号

戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和 5 9 年条例第 3 0 号)  
の一部を次のように改正する。

第 7 条中「被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに」を「医療保  
険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受  
け」に改める。

第 8 条第 2 項中「受給者が市長の認める医療機関等で医療を受けた」を「埼  
玉県内の医療機関等が現物給付を実施する」に改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。  
ただし、第 7 条の改正規定は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 改正後の第 8 条第 2 項の規定は、施行日以後の医療に係る医療費助成金に  
ついて適用し、同日前の医療に係る医療費助成金については、なお従前の例  
による。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 5 9 号

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例等の一部を改正する条例

( 戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部改正 )

第 1 条 戸田市建築基準法等関係事務手数料条例 ( 平成 1 2 年条例第 1 2 号 )

の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 5 項中「第 8 5 条第 5 項」を「第 8 5 条第 6 項」に改め、同表第 6 項中「第 8 7 条の 3 第 5 項」を「第 8 7 条の 3 第 6 項」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 ( 第 2 条関係 )

長期優良住宅法関係事務手数料

手数料の種類		手数料の金額
事務の種類	手数料の名称	
1	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 ( 第 3 項に規定する審査を除く。 )	<p>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</p> <p>(1) 次号に掲げる以外の場合 1 件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 新築の場合 57,000 円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 85,000 円</p> <p>(ウ) 建築を伴わない場合 85,000 円</p> <p>イ 共同住宅等 ( 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。 )</p> <p>(ア) 新築の場合 127,000 円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 194,000 円</p> <p>(ウ) 建築を伴わない場合 194,000 円</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律 ( 平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下この表において「品質確保法」という。 ) 第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書又は同条第 4 項に規定する住宅性能評価書 ( いずれも長期優良住宅法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合しているものに限る。以下</p>

			<p>この表において同じ。)の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の場合</p> <p>1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 新築の場合 8,000円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 13,000円</p> <p>(ウ) 建築を伴わない場合 13,000円</p> <p>イ 共同住宅等</p> <p>(ア) 新築の場合 17,000円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 25,000円</p> <p>(ウ) 建築を伴わない場合 25,000円</p>
2	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査(第4項に規定する審査を除く。)	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	1件につき、前項に定める額に2分の1を乗じて得た額
3	長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対す	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画	<p>(1) 次号に掲げる手数料以外の長期優良住宅建築等計画</p> <p>1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 別表第1第1項に定める額</p> <p>イ 第1項手数料の金額の欄第1号に定める額</p>



<p>る審査（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）</p>	<p>認定申請手数料</p>	<p>ウ 法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を併せて申し出る1の建築物ごとに構造計算が法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたもの以外のもの 174,600円</p> <p>エ 法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を併せて申し出る1の建築物ごとに構造計算が法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたもの 120,700円</p> <p>(2) 品確法第6条の2第3項に規定する確認書又は同条第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画</p> <p>1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 別表第1第1項に定める額</p> <p>イ 第1項手数料の金額の欄第2号に定める額</p> <p>ウ 前号ウに定める額</p> <p>エ 前号エに定める額</p>
<p>4 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（長期優良住宅法第6条第2項の規定に</p>	<p>建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 次号に掲げる手数料以外の長期優良住宅建築等計画</p> <p>1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 別表第1第1項に定める額</p> <p>イ 第1項手数料の金額の欄第1号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 前項手数料の金額の欄第1号ウに定める額</p> <p>エ 前項手数料の金額の欄第1号エに定める額</p> <p>(2) 品確法第6条の2第3項に規定する確認書又は同条第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画</p>

	よる申出を伴う申請に限る。)		1 件につき、次に掲げる額を合算して得た金額 ア 別表第 1 第 1 項に定める額 イ 第 1 項手数料の金額の欄第 2 号に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額 ウ 前項手数料の金額の欄第 1 号ウに定める額 エ 前項手数料の金額の欄第 1 号エに定める額
5	譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1 件につき 2,200 円
6	地位の承継の承認の申請に対する審査	認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料	1 件につき 2,200 円

別表第 3 第 3 項及び第 4 項並びに別表第 4 第 4 項及び第 5 項中「別表第 2 第 3 項ア(3)」を「別表第 2 第 3 項手数料の金額の欄第 1 号ウ」に、「別表第 2 第 3 項ア(4)」を「別表第 2 第 3 項手数料の金額の欄第 1 号エ」に改める。  
(戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例(令和 3 年条例第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条中戸田市建築基準法等関係事務手数料条例別表第1の改正規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年2月20日から施行する。

令和4年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第60号

戸田市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

戸田市立学校給食センター条例（昭和45年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（学校給食費の減免）

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第61号

令和3年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金161,151,965円を、以下のとおり積み立てることについて議会の議決を求める。

令和3年度 戸田市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金			
当年度末残高	10,613,378,752		601,240,133	161,151,965
議会の議決による処分額	減債積立金の積立	0	0	161,151,965
処分後残高	10,613,378,752		601,240,133	(繰越利益剰余金) 0

令和4年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第62号

令和3年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金162,677,217円を、以下のとおり積み立てることについて議会の議決を求める。

令和3年度 戸田市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金			
当年度末残高	4,232,312,286		291,412,540	162,677,217
議会の議決による処分額	0		0	162,677,217
処分後残高	4,232,312,286		291,412,540	(繰越利益剰余金) 0

令和4年8月26日提出

戸田市長 菅原文仁